

## 令和5年12月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年12月22日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が12月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 6番 野上 政憲 委員  
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

5番 宮田 忠公 委員 10番 後藤 博幸 委員

### 農業委員会事務局職員

### 農林振興課

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

### 付議議案

- 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第64号 非農地証明願いについて
- 議案第65号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第66号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- (追加議案) 議案第67号 農業振興地域整備計画の変更について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。
- 議長 しばらく議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席5番 正田 忠公委員、11番 後藤 博幸委員が欠席となっており、出席委員は10名となっております。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号4番 城野 幸司委員と、議席番号6番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。  
それでは議案に入ります。議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 議案書の1ページをご覧ください。  
議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。  
令和5年12月22日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 188 m<sup>2</sup> 外1筆 合計330 m<sup>2</sup> を、生前贈与のため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 1,873 m<sup>2</sup> 外2筆 合計5,118 m<sup>2</sup> を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 555 m<sup>2</sup> 外1筆 合計988 m<sup>2</sup> を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 191 m<sup>2</sup> 外3筆 合計841 m<sup>2</sup> を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号5、(畑) 730 m<sup>2</sup> 外2筆 合計1,196 m<sup>2</sup> を、生前贈与のため所有権を移転するものです。

番号6、(畑) 722 m<sup>2</sup> 外1筆 合計1,246 m<sup>2</sup> を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号7、(田) 1,340 m<sup>2</sup> 外2筆 合計2,690 m<sup>2</sup> を、生前贈与のため所有権を移転するものです。

番号8、(畑) 229 m<sup>2</sup> 外9筆 合計4,327 m<sup>2</sup> を、空き家バンクに付随する農地の取得により所有権を移転するものです。

以上、3条申請8件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

12月13日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の4~6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請8件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳井 委員 私、柳井より、後藤委員と事務局と12月13日に実施しました、議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、果樹が栽培されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田で、現在は稲刈りが終わった後の状況です。許可後は水稻や露地野菜の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する4筆の畠で、一部で果樹が作付けされています。許可後は果樹やジャガイモなど露地野菜の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の畠については、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畠で、ギンナンが取れるイチョウの木のほか、ハウスがあります。許可後も同様の管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畠で、草刈り等により管理されています。許可後は栗の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件について

ては、審査基準に該当するものと判断します。

番号 7 の田については、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、トラクター等により耕運されています。許可後は水稻の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 8 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。これらはいずれも空き家バンクに付随する農地です。

申請地は 1 筆の田と 9 番の畑で、一部の畑については菜園として利用されています。許可後は水稻や露地野菜の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 8 件について調査報告となります。委員皆さまの慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第 5 地区の平松推進委員さん。

平 松 第 5 地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号 1 の畑について、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 2 番の畑で、果樹が栽培されており、これからも同様の管理を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 2 の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田で、現在は稲刈りが終わった後の状況です。許可後は水稻や露地野菜の栽培を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議長 続きまして、第2地区の首藤推進委員さん。

首藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号3の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、草刈り等により管理されていますが、長年耕作されていませんでした。許可後は果樹の栽培を行うことです。

番号4の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する4筆の畠で、一部で果樹が作付けされています。許可後は果樹やジャガイモなど露地野菜の栽培を行うことです。いずれも、特に問題ないと思われます。以上です。

議長 続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号5の畠について、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畠で、ギンナンが取れるイチヨウの木のほか、ハウスがあります。許可後も同様の管理を行うことです。

番号8の田および畠について、売買により所有権を取得するものです。

譲受人は空き家バンクの家と、家の近くの農地を共に取得するものです。

申請地は1筆の田と9筆の畠で、一部の畠については菜園として利用されています。許可後は水稻や露地野菜の栽培を行うことです。

いずれも、特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第 25 地区推進委員の増田です。

増 田 第 25 地区推進委員の増田です。

推進委員 番号 6 の畠について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畠で、草刈り等により管理されています。許可後は栗の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第 14 地区の後藤推進委員さん。

後 藤 第 14 地区推進委員の後藤です。

推進委員 番号 7 の田について、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、現在はトラクター等により耕されています。許可後は水稻の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 これで質疑を終わります。これより議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページをご覧ください。

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 5 年 12 月 22 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 318 m<sup>2</sup> 外 1 筆、合計 416 m<sup>2</sup> については、所有権を移転し、住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、(畑) 548 m<sup>2</sup> については、所有権を移転し、法人の事務所を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 9 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井と後藤委員、事務局で 12 月 13 日に実施しました、議案第 63 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 畑については、所有権を取得し、事務所として利用するものです。

申請地は小学校近くの県道沿いにある 1 筆の畠で、草刈り等により管理されています。また隣接する 2 筆の雑種地も利用する計画になっています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 1 の畠について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畠で、草刈り等により管理されています。また、申請地は集落のはずれにあり、周りは住宅と農地が混在している状況です。特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第 5 地区の平松推進委員さん。

平 松 第 5 地区推進委員の平松です。

推進委員 番号 2 の畠について、所有権を取得し、事務所として利用するものです。

申請地は小学校近くの県道沿いにある 1 筆の畠で、草刈り等により管理されています。また隣接する 2 筆の雑種地も利用する計画になっています。周囲は住宅や道路であり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中 野 はい。2番の「所有権を取得して法人の事務所」ということですが、法人の名称というのは会社の名前ですか。  
委 員

議 長 事務局お願いします。

首 藤 はい。譲り受ける会社の名称が「株式会社〇〇」です。申請書に定款や法人の全部事項証明をいただいております。その中で事業としては、船舶  
主 幹 の製造・設計、棟梁、鉄塔等の設計・製作等となっております。申請地の方が作業場に近くて便利だということで事務所を設けるという申請にな  
っております。

議 長 中野委員、よろしいですか。

中 野 はい。わかりました。  
委 員

議 長 その他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手  
をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 64 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 10 ページをお開きください。

議案第 64 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 12 月 22 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 201 m<sup>2</sup> 外 3 筆 合計 571 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 40 年、平成元年、昭和 35 年頃より雑種地及び原野等となっている土地になります。

チェックリストについて、申請地の内、2 筆については、③の森林化し農地に復元することが困難な土地、もう 2 筆については、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 2、(畑) 76 m<sup>2</sup> の土地については、平成 10 年頃より畜産用施設として転用された土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 3、(田) 37 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 107 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 55 年から宅地として利用されている土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 4、(田) 1.98 m<sup>2</sup> の土地については、平成 18 年 5 月 31 日に転用許可を受け進入路として利用している土地になります。

チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが、地目変更が未登記の土地になります。

番号 5、(田) 69 m<sup>2</sup> の土地については、平成元年頃より耕作されず山林化した土地となります。

チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

番号6、(畝) 25 m<sup>2</sup> の土地については、昭和49年頃より進入路として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号7(畝) 16 m<sup>2</sup> の土地については、平成10年頃より山林となっている土地となります。

チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

申請地は次の13~15ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願7件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第64号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第64号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第65号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 16ページとなります。

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和5年12月22日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第12号）「令和5年12月22日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和5年11月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。1ページの「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。田については、 $53,491\text{m}^2$  66筆、畠については、 $19,325\text{m}^2$  16筆です。合計面積は $72,816\text{m}^2$  82筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が42名に対して、借り手は29名となります。各筆明細につきましては、3~11ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年12月22日公告予定の農用地利用集積計画（第12号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第65号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第65号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第66号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の17ページをご覧ください。

議案第66号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地

利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和5年12月22日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大 津 おはようございます。農林振興課の大津です。別冊の「農用地利用集積等促進計画案」について説明させていただきます。

主 幹 1ページをご覧ください。

地権者Aが所有する畠1筆 1,000 m<sup>2</sup> を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第66号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第66号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。次は追加議案となります。議案第67号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 67 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 5 年 12 月 22 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

本議案につきましても、主管課が農林振興課になりますので、内容詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大 津 引き続き、議案第 67 号 農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。

主 幹 箇所番号 1 についてですが、すでに一般住宅として利用されているものです。昭和 2 年頃に当該地に引っ越しをし、現在に至っております。なお、除外の申し出にあたっては始末書を提出していただいております。以上、農業振興地域整備計画の変更について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。  
第 9 地区の佐藤推進委員さん、お願いします。

佐藤清 第 9 地区推進委員の佐藤です。12 月 12 日に現地調査を実施しました。

推進委員 申請地は登記地目が畠でありますが、一般住宅としてすでに転用されている状況です。隣接する農地は一部に果樹が植えられている程度で、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限だと考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。

以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第67号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第67号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。